

令和6年度（令和7年度実施事業）
愛川町町民参加推進会議協働事業審査部会
（提案型協働事業）審査結果報告

1. 審査対象事業

N0	事業名	提案団体／事業担当課
1	（継続2年目）子育て支援 「寺子屋くすくすの木」事業	非営利組織「寺子屋くすくすの木」 ／指導室・教育開発センター

※ No.1は住民提案型協働事業

2. 審査部会の開催

（1）審査部会の実施状況

開催日：令和6年11月22日（金）午前10時～午後0時5分

会 場：愛川町役場2階 201会議室

◆書類審査及び採点・講評

- ・書類審査については、事前に資料を送付の上、審査委員が各自で行った。
- ・採点については、個別ヒアリング後に一定時間を設けながら、必要に応じて、後日提出することも可能とした。
- ・講評については、個別ヒアリング当日に実施した。

◆個別ヒアリング（公開）

- ・内 容 事業を提案した団体及び事業担当課からヒアリング

（2）審査部会委員

委員氏名	選 出 区 分	備 考
古 賀 学	専門委員	会 長
翁 長 陽 子	町の各種施策に知見を有する者	副会長
小野澤 悟	町の各種施策に知見を有する者	
小 林 文 雄	公益活動に実績のある者	
熊 坂 良 介	公募委員	

（3）審査方法

○ 審査基準に基づく採点

書類審査及び個別ヒアリングでの質疑応答などの内容を踏まえ、別紙「審査基準」のとおり、10の審査項目について、各5点満点（各事業50点満点）で採点し、委員の合計評価点の平均が30点未満又は過半数の委員が30点未満の評価をした事業は、不採用とすることとした。

また、委員が団体の構成員に含まれている事業については、その委員は、当該事業の審査に加わらず、その他委員の総評点に基づき、採点を行うこととしているが、今回、該当する事業はなかった。

なお、採点については、審査シートを用いて各委員が行い、その結果を住民協働課でまとめ、委員の合計評価点の平均点などを集計した。

(別紙)

愛川町提案型協働事業審査基準

- ① 評価は、「事業の内容」「協働の必要性」「事業の実現性」「協働意識の醸成」の大項目を細分した１０の項目で行う。
- ② 審査部会における採否の決定方法は、町民活動応援事業の審査方法に準ずる。

審査項目		評価のポイント
事業の内容	①公益性	不特定多数の住民の利益の増進に寄与するなど、公益性の高い事業であるか。
	②目的・成果設定	事業を行うことにより達成しようとする目標や成果は明確になっているか。
	③発展性・普及性	提案事業に発展性や普及性があり、事業内容が将来的に継続して行われるか。
協働の必要性	④必要性	課題解決のために協働という手法が必要とされているか、また住民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等が活かされた事業であるか。
	⑤協働の効果	課題解決のために協働を行うことによって、相乗効果や波及効果が期待できるか。
	⑥役割分担	提案団体と町の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。
事業の実現性	⑦実現性	事業を計画どおりに実施することが可能であるか、法的に実現が可能であるか。
	⑧費用の妥当性	適切な費用の積算となっているか。
	⑨実施能力	提案団体には、事業を遂行する能力があると認められるか。
⑩協働意識の醸成		提案事業は、多くの住民が関わりを持つなど、町民や地域の協働意識の醸成につながるか。

※ 上記１０項目について、５点満点で採点する。

(総評点５０点満点)

評価	特に優れている	優れている	普通	あまり良くない	良くない
点数	5	4	3	2	1

※ 審査員としての最終的な採否は、審査員の合計評価点で決定する。

※ 合計評価点の平均が３０点未満又は過半数の審査員が３０点未満の評価をした事業は、不採用とする。